

臨床診断を開催したる數	五一
試験されたる人々の數(年齢を問はず)	九、九一〇
発見されたるトラホーム患者	一、七〇一
発見されたる疑はしき患者	一八八
手術施行數	八三五
全 身 麻 醉	一一一
局 所 麻 醉	七二四
援助しつゝある地方人の數	二、二五六
日 下 の 醫 師 数	三七六
一九二四年六月三十日を以て終りとする過去一ヶ年間に於て「トラホーム」なりと	

訪問家庭ノ人數	七七
訪問學校數	一四
學校ニ於テ検査サレタル生徒數	三一
學校ニ於ケルトラホーム患者數	一二一
四、四九三	四、四九三
一九四	六〇四
六	八
六	六
五	五
二一	三、二九四
五〇	五
一六九	八、三九一
二五	一四六
六〇	八

亞米利加に於ける教育活動戸別訪問等
(一九二四年)

「テレオシー州モーリストン」より「クノツクスヴィル」に移された、一九二三年八月一日閉鎖、一九二三年八月十四日閉鎖。

一 般 講 演 開 會 數	聽 衆 (見 冊子發行部)	戶 數
七 一五七		一
		一
三 一四		一
		一
		一
		一
一 一五〇	二 一〇〇	二 一〇〇
六 六六	二、三 四九	二、三 四九
六八	二、四 九九	二、四 九九
五七〇	五 七〇	五 七〇
四五五	四 五五	四 五五

合計		支那		チエックスロバキア		生種族	
四	一	ハ	一	一	一	人アニトルア	
三	一	一	一	一	一	人アビラア	
二	一	一	一	一	一	(人黒)人カリフア	
一	一	一	一	一	一	人アニバルア	
四	一	一	一	一	一	人ルジラブ	
二	一	一	一	一	一	人アリガルブ	
一	一	一	一	一	一	人ダシラオ	
二	一	一	一	一	一	人トブジエ	
三	一	一	一	一	一	人ドンラグンイ	
四	一	一	一	一	一	人國佛	
五	一	一	一	一	一	人ツイド	
六	一	一	一	一	一	人ヤシリヤ	
七	一	一	一	一	一	人イラブヘ	
八	一	一	一	一	一	人ドンラルイア	
九	一	一	一	一	一	人アニアトリ	
十	一	一	一	一	一	人アビトラ	
十一	一	一	一	一	一	人コーエモ	
十二	一	一	一	一	一	人タルマ	
十三	一	一	一	一	一	人ルーヤジマ	
十四	一	一	一	一	一	人ドンラーボ	
十五	一	一	一	一	一	人ルガトルボ	
十六	一	一	一	一	一	人アニマール	
十七	一	一	一	一	一	人アシロ	
十八	一	一	一	一	一	人アリシ	
十九	一	一	一	一	一	(南)人アリタイ	
二十	一	一	一	一	一	人アビナダンカス	
二十一	一	一	一	一	一	人アビルセ	
二十二	一	一	一	一	一	人ドンラツコス	
二十三	一	一	一	一	一	人ヤキバロス	
二十四	一	一	一	一	一	人シノベス	
二十五	一	一	一	一	一	人ヌーレクウ	
二十六	一	一	一	一	一	レ生國衆合	
合計	三一四一九九一七八四三一一一六合六一九四一三三一	計合					

第十一章 日本に於ける「トラホーム」豫防法公布前の施設

第一節 「トラホーム」豫防法公布前の施設

各種業態別検診開始年（昭和二年調査各府縣）

種別	開始年	府	縣	種別	
				明治三十五年	新潟
壯丁豫備檢診者	同	明治三十五年	新潟	愛媛	
接客業者	同	明治三十五年	新潟	愛媛	
工場從業者	同	明治三十五年	新潟	愛媛	
	新	明治三十三年	同	明治三十三年	新潟
	湯	同	千葉	同	千葉
		新潟	縣		縣
			其生		其生
			學		學
			校		校
			兒		兒
			童		童
			他		他
			明治三十三年		明治三十三年
			新潟		新潟
			縣		縣

我國に於ても明治初年の候已に陸軍に於ては今より見て正に「トラホーム」と思料し得べき名稱の疾病を選兵時に注意せる事實あり。明治十四年頃よりは一部眼科醫の手に依る本病の調査(日本「トラホーム」分布參照)を行はれたる記録あり。越へて明治三十年前後よりは學校生徒兒童に對する検診を初め、接客業者其他警察取締關係業態者並一般民衆にも検診並治療を開始し、殊に明治の終りより大正の初めに掛け「トラホーム」問題の高潮されし當時は今日の如く各府縣歩調を一つにせざりしとは云へ、部分的には寧ろ今日以上の熱度ありしが如き感なしだせず。

第一 各種業態別検診開始状況

備考 一、新潟は一般住民に對し「トラホーム」に限らず明治十二年眼検査並治療を施行したものにして此の點より見れば恐らく全國中最も早く施行せられたる方なるべし。

二、壯丁豫備檢診 我國に在りても眼病検査並に治療と云ふ點より見れば既に明治十二年(一八七九年)本縣に於て縣下一遍に施行せる歴史あり、「トラホーム」と銘を打つて検診(學者の検査は別とし)を開始するに至りしは明治三十年千葉の學童に對するものを初めとすべく、爾後明治三十五—九年頃に検診を開始せるもの北海道、新潟、群馬、三重、愛媛あり明治四十四年前後より始めたるもの京都、栃木、滋賀、岐阜、長野、岩手、青森、福井、廣島、和歌山、鹿兒島(臺灣、關東廳)あり。

二、接客業者の検診、於ても亦大差なく。

明治三十年代開始	北海道、新潟、三重
明治四十年前後	群馬、栃木、静岡、長野、岩手、福岡
明治末年頃	千葉、青森、熊本
豫防法公布前	徳島
同公布後	東京、京都、兵庫、長崎、奈良、愛知、滋賀、山梨、岐阜、宮城、福島、島根、鳥取、廣島、和歌山、福岡等ニシテ其他ハ不明ナリ。

三、工場に対する検診

明治三十年代	北海道、三重、新潟
明治四十年前後	群馬、栃木、静岡、長野、岩手、福岡
明治末年頃	青森、和歌山、愛媛
豫防法公布前	滋賀、徳島、奈良、愛知、岐阜、宮城、福島、島根、鳥取、廣島にして其他の府県は不明に屬す
同公布後	東京、兵庫、山梨、岐阜、福島、島根、廣島、滋賀、鹿児島の状況なり(専詳細付表參照)

四、一般検診

明治三十六一九年頃	北海道、愛媛、徳島、三重
豫防法公布前	長野、岩手、青森、福井、佐賀

に至りては新潟を嚆矢とすること前段記述の通なるが。

明治三十六一九年頃	長野、岩手、青森、福井、佐賀
豫防法公布前	東京、兵庫、山梨、岐阜、福島、島根、廣島、滋賀、鹿児島の状況なり(専詳細付表參照)

第二 検診根據並方法

而して「トラホーム」關係法令施行前には單行縣令を發して豫防措置を講ぜるあり(新潟、群馬、愛知、靜岡、島根、佐賀、福岡等)、縣告論又は訓令により任意検診治療を講ぜしめ、縣醫其他の醫師により實效を收めんと努めたるあり(鹿兒島、山口、石川、福井、秋田、岐阜、三重、奈良、兵庫、北海道等)、或は一般警察命令に基き検診の施行並治療督勵を加へたるあり、(大阪、新潟、群馬、愛知等)乃至は「トラホーム」補助規定を設けて助長策を講ずるあり(新潟、奈良、兵庫、三重、山口等)、其他專任技術員を設置して豫防に當らしむるもの(青森新潟等)若くは明治四十三年以來本省に於て「トラホーム」豫防講習會を開催大正三年迄に九回四百四十名の講習員を出せる外一般開業醫に對し「トラホーム」講習(青森、新潟)を行ひ豫防治療上の指針を授け(青森、新潟、京都、三重等)、其の町村豫防醫の設置(奈良)、検診標準の設定(奈良)、講習講話、印刷物の配布、諭告等大部の府縣に於て本病豫防上多大の努力を拂ひたる跡歴然たるものあり。其徹底度の如何は各府縣各異にすべきも其の苦心の點に於ては寧ろ諸外國に勝るものありたるが如し。

治療に就ても相當活動の跡あり。貧困患者の救療を縣自體に於て行ひたるあり、或は醫師會等と交渉して治療券を交付し廉價治療を行ひ施設參照)。

第一二節 「トラホーム」豫防法施行後の狀況 (大正八年施行)

我が「トラホーム」豫防法は大正八年三月の制定に係るものなるが之れより先既に大正の初年頃より官民有志間に本法制定の必要を高潮せられ、次で大正五年「トラホーム」豫防協會生るゝや世論一層熱し來り、大正七年第四回帝國議會には別紙の通り、行德健男外二十餘名の建議案提出可決せらるゝあり、第四十一議會に法案提議同議會の協賛を経て大正八年三月公布せられ、同年九月より施行せられたるものなるが、本法實施前と雖も既に前述の通り夫々防戰に努め居たりし折柄本法の制定を見たることにて大に畫一的活動を促進し更に一層の熱度を以て本病防戰に當らしむべく、一大時期を劃したる次第なり。

附 「トラホーム」豫防法制定理由

「トラホーム」は「庶民病」の名に背かずして廣く人類各階級に蔓延し殊に貧民病として窮貧者に於て其病毒の侵襲を被るもの多く之を大正六年度の壯丁受檢者中の患者數より推算するときは全國に於て「一千百七十萬人」の患者存すべく各地之が豫防撲滅に關して督勵臻らざるなきも未だ其の全きを期し難きの實況に在る也而して之が影響を「個人的」に觀察せむか本病が慢性國民病たるの故を以て初期に於て感染を心附かざるの結果遂に救ふべからざる結果を誘致し眼精疲労視力障害を來すのみならず失明するに至るべし又「國防上」より見るも其の阻害著しく壯丁検査の結果其の數の甚大なるを知るべく其の視力障害の結果は射撃其軍事作業を爲すことを得ざらしむに至るべく、又之を國民兒童の「修學上」より見るも至大の悪影響を第二國民に與ぶる觀察せむか産業上の阻害を來し一千有餘萬の患者の爲に多大の治療費を要するのみならず其の生産能力に至大の影響を與ふべく壯年者の生産力一日參拾有餘萬圓を減耗するに至るべし又「國防上」より見るも其の阻害著しく壯丁検査の結果其の數の甚大なるを知るべく其の視力障害の結果は射撃其軍事作業を爲すことを得ざらしむに至るべく、又之を國民兒童の「修學上」より見るも至大の悪影響を第二國民に與ぶることを知るべし況んや我國民の「海外發展策」より之を觀察せむか年年我移民の入國拒絶せらるるものあるに至りては一日も之を忽緒に付すべからざる事項に屬すべし茲を以て識者之に顧みる所あり其の豫防撲滅に専念し民間は勿論各府縣相當の施設を解らざるのみならず政府も義に「トラホーム」講習會を開き明治四十三年より大正三年に至る迄九回の長期講習を重ね講習員四百四十有餘名を出し該病の豫防撲滅に從事せしめ救療の普及を計り今や漸く豫防の實を得んとする時にあるなり即ち「トラホーム」豫防法を制定し一層人類の勁敵たる「トラホーム」の撲滅を計る一面に於ては患者に治療義務を課し其の治療を受くるの途なき者に對し強制治療を爲すを得せしむると共に他面に於て

は市町村をして救療の施設を爲さしめ各府県をして之が豫防上必要な施設に留意せしめ國家に於て之を補助助成に盡くす所あらんとす。

「トラホーム」豫防法案説明要領

第一條 消毒其ノ他ノ豫防方法指示義務及施行義務

イ、本條第一項ハ醫師「トラホーム」患者ナ診断シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其他豫防方法ヲ指示スヘキコトヲ規定シタルモノナリ蓋シ「トラホーム」患者ナリヤ否ヤノ確定ハ醫師ノミ之ヲ爲シ得ヘク從テ「トラホーム」患者ナ第一次ニ認知スルモノニ於テ消毒其ノ保護者ニ指示スヘキコトヲ規定シタルトキハ當然ノコトタルノミナラス醫師タルノ性質ニ鑑ミ然ルヘキモノタリ而シテ患者等ハ此ノ指示ニ從フノ要アルヘク醫師カ自由無制限ニ之ヲ指示シ得ルモノトセハ患者等ニ於テ因却スル所鰐ナカラサルノミナラス醫師自ラニ於テモ其ノ指示方法ニ就テ判断ニ苦ム所ナキニアラサルカ故ニ一定條件方法ヲ命令ナシ以テ規定シ得ルコトナシ且消毒其ノ他ノ豫防方法内容程度ニ就テモ之ヲ命令ニ於テ規定セムトセリ而シテ保護者ノ意義及範圍ハ第一條ニ之ヲ規定ス

ロ、本條二項ハ當該官吏又ハ吏員タル警察官吏、衛生官吏、都更員、島廳吏員、市町村長カ必要ト認ムルトキハ「トラホーム」患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘキコトヲ規定セリ蓋シ第一項ニ於タル醫師ハ官吏又ハ吏員タル身分ナ有セサル醫師カ其ノ職業ニ基キ患者ナ診断シ之ニヨリ「トラホーム」患者ナ認知シタルトキニ於テ患者ニ對シ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘキコトヲ規定シタルモノナル故ニ官吏又ハ吏員タル身分ナ有スル醫師其他ノ官吏、吏員カ検診其ノ他ノ方法ノナリ而シテ結核豫防法第二條ニ當該官吏又ハ吏員ノ此等ニ之ヲ規定セサルハ同法第四條ノ規定アル故ニ之ヲ必要トセサルニヨル也

ハ、本條第三項ハ前二項ノ規定ニ依リ指示ナ受ケタル者即チ患者又ハ保護者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法内行フヘキコトヲ規定シタルホーム豫防上此ノ義務ナ履行セシムルコトノ必要アルハ言ナ俟タサル所タリ而シテ此ノ義務ナ履行セサルニ於テハ行政執行法第五條ニヨリ代執行ナナシ以テ豫防ノ目的ナ達成セムトセリ又消毒其ノ他ノ豫防方法ノ内容及程度ハ命令ナシ以テ規定セントス

第二條 患者又ハ保護者ノ受療義務

イ、本條第一項ハ「トラホーム」患者カ連ニ醫師ノ治療ナ受クヘキコトヲ規定セルモノニシテ「トラホーム」豫防上一定ノ治療ノ義務ナ患者ニ負ハズナ至當トスルニヨルナリ、而シテ患者中治療ノ途ナキ者ニ就キテハ第三條ニ依リ強制治療ナ爲シ得ヘク治療ノ途アル者ニシテ此ノ義務ナ怠レルモノハ行政執行法第五條ニ基キ執行科シ又ハ直接強制ナ爲シ以テ治癒義務ナ执行シ該病ノ豫防ノ全キナ期セムトス

ロ、本條第二項ハ「トラホーム」患者ノ保護者カ其ノ患者ナシテ連ニ醫師ノ治療ナ受ケシムヘキコトヲ規定セルモノナリ、蓋シ「トラホーム」患者中未成年者禁治産者又ハ寄寓者ニ就テハ第十一條ニ所謂保護者存スルナ以テ之ナシテ患者ノ治療義務ナ保護即チ患者ナシテ治療ナ受ケシムルノ義務ナ負ハシメ一面ニハ未成年者等ノ治療ニツテ遺憾ナカラシムルト共ニ他面ニハ公衆衛生上「トラホーム」豫防ノ徹底セムトスルニヨル也、而シテ本條第一項ノ患者ノ受療義務ナ保護者ノ治療ナ受ケシムルノ義務トハ恰カセ民法上ノ保證ニ類スル關係ニ在リ義務ノ内容相異ルハ當然ノコトニ屬ス

第三條 行政官廳ノ強制治療權

イ、本項第一項ハ行政官廳カ「トラホーム」豫防上必要ナル事項ヲ施行スルノ權限及其ノ費用負擔

ロ、本條第二項ハ前項ノ規定ニ供リ治療ナ施行スル場合ニ於テハ其費用ハ患者所在地ノ市町村ノ負擔トスル規定セリ、蓋シ行政官廳ノ經費ハ之カ費用ナキ「トラホーム」患者ハ治療ナ受ケルノ資力等ナキ故ニ之ニ任意治療ナ受ケルコトナシ得セシムルト共ニ之ニ負担ニ屬スルコトヲ規定セリ

〔害蟲驅除法第四條、第六條及消防組規則第十三條參照〕

第四條 行政官廳ノ「トラホーム」豫防上必要ナル事項ヲ施行スルノ權限及其ノ費用負擔

イ、本條第一項ハ行政官廳カ「トラホーム」豫防上必要ト認ムル事項ヲ施行スルノ權限ヲ有スルコトヲ規定シタルモノニシテ「トラホーム」豫防ハ各地多少ノ差異アルカ故ニ一面ニ於テハ公衆衛生上ノ見地ヨリ當然ノコトニシテ「トラホーム」豫防上其ノ患者ニ對シ客ニ接スル業務ニ從事スルナ停歟スルノ必要アルニ以テ本條ニ於テハ行政官廳ノ一定ノ權限ヲ規定シ各場合ニ應シテ其ノ權限適當ナル施行ナシスコトナシ得セシムルト共ニ施行規則ニ於テ行政官廳ニ之カ治療ナ強制シ得ルコトヲ規定セリ

ロ、本條第一項ニ規定スル豫防上必要ナル事項左ノ如シ

一、検診ナ行フコト、之レ「トラホーム」患者ノ有無ナ知ル必要アルト共ニ之ニ基キ其ノ豫防撲滅ノ施設ナ企圖セシムトナス必要アルニヨル、蓋シ

「トラホーム」患者届出義務ナ規定セサルノ時ニ於テハ必要ノコトニ屬スヘシ

二、從業停止、之ハ公衆衛生上ノ見地ヨリ當然ノコトニシテ「トラホーム」豫防上其ノ患者ニ對シ客ニ接スル業務ニ從事スルナ停歟スルノ必要アルニヨル也、而シテ結核患者ニアリテハ從業停止ナシ得セシメ難キナ以テ行政官廳ニ之カ治療ナ強制シ得ルコトヲ

三、病害傳播ノ媒介トナレヘキ事項ノ制限禁止及豫防上必要ナル施設ヲ爲シムルコト、之レ學校幼稚園、製造所ノ他ノ多衆集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店、其ノ他ノ客ノ來集ナ目的トスル場所ニ於テ何人ニ對シテモ病害傳播ノ媒介トナレヘキ事項ヲ制限禁止シ又ハ其ノ場所ノ管理

チ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ結核豫防上必要ナル施設ヲ爲サシメ以テ「トラホーム」蔓延防止ナ計ラムトスルニアリハ、本條第二項ハ第一項ノ規定シタル事項ヲ施行スルニツキ費用ヲ要スルトキニ於テ其費用ノ負擔者ナシタルモノナリ、蓋シ本來「トラホーム」豫防上行政官廳ノ爲シタル事務ハ國家ノ費用ヲ以テ爲スヘキモノナル現今ノ國家財政ハ之ヲ許サルカ故ニ本條第二項ハ一面ニ於テハ行政官廳中地方長官カ檢診ヲ施行シタル場合ニ於テハ其費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トナサシメ他面ニ於テハ行政官廳中内務大臣カ此等ノ事項ヲ施行セントスル場合ニ於テハ其ノ費用ハ國家ノ負擔タルコトヲ默示セリ、而シテ内務大臣カ白ラ進シテ檢診ヲ施行スルコト稀有ニ屬スヘク單ニ法規命令ニ發スルニ止マルヘキナ以テ此等ノ費用カ國家ノ負擔ニ歸スルコトハ始ト稀ナリト謂フヘシ

第五條 市町村ノ豫防治療費ノ道府縣補助

本條ハ市町村カ地方長官ノ指示ニ從ヒ「トラホーム」豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲スヘキコトヲ規定シタルモノナリ、蓋シ「トラホーム」豫防ニ關シテハ從來市町村ニ於テ自發的ニ之ヲ施行スルノ實況ニアルナ以テ之ニ鑑ミテ一層其ノ豫防ノ目的ヲ達成セシムル爲全國一般ニ市町村ナシテ「トラホーム」豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲サシメムトスルニアリ、而シテ地方長官ノ指示ニ從ハシメタルハ一面ニハ其ノ地方共通的取締ヲ要スルコトアルヘキナ以テ此等ノ費用カ國家ノ負擔タルコトヲ默示セリ、而シテ内務大臣カ白ラ進シテ檢診ヲ施行スルコト稀有ニ屬スヘク單ニ法規命令ニ發スルニ止マルヘキナ以テ此等ノ費用カ國家ノ負擔ニ歸スルコトハ始ト稀ナリト謂フヘシ

第六條 市町村ノ豫防治療費ノ道府縣補助

本條ハ北海道地方費又ハ府縣ガ命令ノ定ムル所ニ依リ「トラホーム」豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用補助ヲ爲スヘキコトヲ規定

定シタルモノナリ、蓋シ「トラホーム」豫防ノ如キハ全國一般ニ關係スル事項タルカ故ニ市町村ニ對シ其ノ支出費用ノ補助ヲ爲シ之カ豫防撲滅ノ助成ヲ爲ス要アルニヨル、而シテ其補助歩合等ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム即チ北海道廳長官及府縣知事ハ「トラホーム」豫防法第六條ニ依リ北海道地方費又ハ府縣費ヨリ市町村ニ對スル補助ニ關シ右各項ニ依リ規定ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

二、「トラホーム」豫防法第六條ノ支出中特ニ費途ヲ指定シ別段ノ補助歩合ヲ定メ又ハ指定シタル費途ニ限り補助ヲ爲シ又ハ市町村ノ負擔ニ應シテ別段ノ補助歩合ヲ定ムルコトヲ得、但シ本項ニ依リ算出シタル補助ノ金額前項六分ノ一ヲ下ルトキハ六分ノ一迄増額シ二分ノ一ヲ超ユルトキハ二分ノ一迄減額スヘシ

三、市町村ノ支出額其ノ負擔二種ヘスト認ムルトキ其他特別ノ事由アルトキハ二分ノ一以上全部迄ナ補助スルコトナ得四、補助ハ現品ナ以テ之ヲ交付スルコトナ得、但シ金額ニ換算スヘシ

第七條 北海道地方費府縣ノ豫防治療費ノ國庫補助
本章ハ國庫カ前条ノ補助ノ爲シフ他「トラホーム豫防及治療ノ爲費」ノ支山ナ爲ス北海道地方役又ハ守護ノ爲ス

トヲ規定セリ、蓋シ「トラホーム」ハ全國共通ノ疾病ニシテ國家ノ產業上國防上教育上ニ及ボ影響至大ニシテ國家自ラ追ムテ之ガ豫防施設ヲ爲スヘキモノタレモ見不フ國家ノ財政ハ之ヲ乍ナレカ政ニ先づ市町村又ハ道府縣ナノ豫防施設地代ヲ爲ヨノミニ付ノヘ因ム、前例ニ考へ、既に、二ノノ

ノイムナキ状況ナルヲ以テ本條ハ此ノ趣旨ニ基ク國庫ノ補助義務ヲ規定シ以テ國家義務ノ一端ナ果サントハナセリ

定ニ準シ「トラボーム」豫防ニ關スル事項ノ施行ヲ命スルハ國家ノ官廳カ國家ニ對シテ一定ノ作爲ヲ命令スル結果ヲ生スルモノナルヲ以テ此ノ規定ハ元來訓令的ノモノニシテ此ノ法律ニ規定スルノ要ナキガ如シト雖モ一面ニハ官廳タリトモ其ノ場所的關係ニ於テハ他ノ一般民家ト異ルコトナク他面ニハ從来各種ノ去見ニ同様ノ規定字句スレドモ以テ降署上延義ニ子ムニ至ルヘキカ政ニ用ヒニ定ム官廳共他ニ就キ、其旨是ニ全キニ一ツアリ、豫防ニ關スル事項ノ施行ヲ命スルハ國家ノ官廳カ國家ニ對シテ一定ノ作爲ヲ命令スル結果ヲ生スルモノナルヲ以テ此ノ規定ハ元來訓令的ノモノニシテ此ノ法律ニ規定スルノ要ナキガ如シト雖モ一面ニハ官廳タリトモ其ノ場所的關係ニ於テハ他ノ一般民家ト異ルコトナク他面ニハ

第三章
第九條 薬師指示義務違反及患者又ハ其ノ保護者ノ肖毒其ノ他ノ藥妨方去施行義務違反
スル事項ヲ施行スヘキ事ヲ命シ地方長官等ニ於テ之ヲ施行シ得サルコトナ明ニシタルモノナリ

本條ハ第一條第一項(醫師ノ指示義務)又ハ第三項(消毒其ノ他ノ豫防方法ノ施行義務)ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ現下ノ醫師及患者ノ實況ニ鑑ミテ公衆衛生上已ムコトヲ得サルニ由テタルモノナリ、勿論此等義務違反ニ對シテハ行政執行法第五條ニ基キ公義

務ヲ強制シ得ルモノナルコトハ言ナ俟タス
第十條 行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ノ處罰

本條ハ第四條第一項ノ規定(行政官廳ノ豫防上必要ナル事項施行権限規定)ニ依ル行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ現下ノ我國ノ實情ニ顧ミ「トラホーム」豫防撲滅ヲ期スル上ニ於テ已ムコトヲ得サルニヨル也

第十一條 保護者ノ意義

THE JOURNAL OF CLIMATE

本條ハ本法ニ於テ保護者ト稱スルモノノ意義及範囲ヲ規定シタルモノニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一、未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁治產者ノ後見人親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戸主、戸主未成年者又ハ禁止產者ナルトキハ戸主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ戸主ノ後見人

二、教育監護又ハ儲使ノ目的ナ以テ未成年者ヲ寄寓セシムル者又ハ其法定代理人
第十二條 準市町村

本條ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テ本法ノ市町村ニ該當スルモノナ定メタルモノナリ
附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

「トロボーム」豫防法
大正八年三月法律第二十七號

第一條　醫師「トラホーム」患者ヲ診斷シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ
當該官吏又ハ吏員ハ必要ト認ムルトキハ「トラホーム」患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ

第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ従ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ
第二條 「トラボーム」患者ハ速ニ醫師ノ治療ヲ受クヘシ「トラボーム」患者ノ保護者ハ其ノ患者ヲシテ速ニ醫師ノ治療ヲ受ケシムヘシ

第三條 行政官廳ハ「トラボーム」患者ニシテ治療ヲ受クルノ途ナキモノニ對シ治療ヲ施行スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ治療ヲ施行スル場合ニ於テハ其費用ハ患者所在地ノ市町村ノ負擔トス

**第四條 行政官廳ハ「トラホーム」豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトナ得
一、検診ヲ施行スルコト**

キ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シテテヨリムと防衛上必要ナル加註シ公サニシテ
地方長官ニ於テ前項第一號ノ検診ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負担トス

第五條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ従ヒテ「トラホーム」ノ預防及治療ニ關スル方針ニ爲シニキ
第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ「トラホーム」ノ預防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用ノ補助ヲ爲スヘシ

第七條 國庫ノ前條ノ相應ノ爲替レバ、「トランク」ノ預附ノ清算ノ爲替ノ事項ヲ施行スヘシ。
第八條 官廳、公署、官立公立ノ學校製造所等ニ於テハ其ノ長ハ第四條第一項第三號ノ規定ニ準シ「トランク」豫防ニ關スル事項ヲ施行スヘシ。
第九條 第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ述又シタルモノハ科料ニ處ス。

第十條 第四條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第十一條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ左ノ各號ノ一一該當スル者ヲ謂フ

- 一、未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁治產者ノ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戸主、戸主未成年者又ハ禁治產者ナルトキ
ハ戸主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ戸主ノ後見人
- 二、教育、監護又ハ行使ノ目的ナ以テ未成年者ヲ寄寓セシム者又ハ其ノ法定代理人

第十二條 本法中市町村トアルハ市町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ准スヘキモノトス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。(大正八年八月勅令第四百十三號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)

第一 「トラホーム」の検診

一、専任技術官の設置

病原體の確認せられざる今日本病検診上屢々困難に遭遇するは實務家の等しく認むる處、彼の醫學的文化の先進國たる歐米に於てすら、今尚「トラホーム」診療と同時に地方醫に診療上の講習を行ひつゝある實況にして、本邦に於ても各府縣夙に此の點に着眼し、屢次診療機關に對し此の種講習を行ひ以て正確を期し來りたるは蓋し必然の企畫と云ふべきなり。大凡如何なる統計も製作者を異にすれば其成績往々にして齟齬を來すこと決して稀ならず、而も此の關係は「トラホーム」に於て殊に甚だしきやの感なくんばあらず。茲に於てか各府縣就ふて斯道に堪能なる専任技術員を設置し診斷治療の正確を期し、一般診療の指導督勵に當らしめ、以て堅實なる豫防策の徹底に努めつゝあるは寔に慶ぶべき現象にして、既に本法公布前より此の施設を有せる府縣ありたるも(前述)、公布後は急速の勢を以て普及したこと左表の如くに於て専任技術員を有せざるは一道十八縣なるに至れり。

「トラホーム」豫防に關する技術官調(大正十五年一月末日現在)(内務省調査)(括弧内は専任者)

		道府縣別	技師	地方	技衛	師生	技手	防疫醫	ル醫師タ	合計	備考
長		北	東	京	大	神	奈	岐	庫	川	阪
兵		海	京	都	京	道					
奈											
崎											
庫											
川											
阪											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別											
道											
府											
縣											
別						</td					

する者も皆道府県技術職員なり。

(二) 壮丁豫備検診

翌年度徴兵適齢者に對する豫備検診も漸時充實し來り、最近三ヶ年に於て之を施行せるの報に接せるもの東京、京都、大阪及滋賀あるのみ。

(三) 工場従業者検診

工場従業者に對し検診を施行するは三十七道府縣にして、東京、大阪、長崎、山梨、富山、山口、福岡、佐賀、沖繩の各府縣は検診成績を得ず兵庫縣施行せず又工場法適用工場に對する検診を施行せるは福井、新潟等なり。

は多くの府縣に於て壯丁其他「トラホーム」検診成績より見て、濃厚病證地帶と認むる地方に就き検診しつゝあり。之れに從事する検診醫は一定せざるも大體に於て府縣技術員又は嘱託醫にして、前記の如く市町村醫をして検診に當らしむるもの亦少なからず。

(四) 一般民衆に對する検診

特に「トラホーム」検診を施行するは比較的少數なるが如く(神奈川、群馬、栃木、奈良、愛知、滋賀、宮城、秋田、石川、岡山、和歌山、愛媛、大分、熊本の如き……回答のまゝ)其他は一般民衆検診の一部として之れを施行し、又は體格検査に當り發見に努めつゝあるが如し。

四、検 診 回 数

各府縣の検診回數に就き規定せる處を見るに

年一回と規定せるもの 八

年二回と規定せるもの 七

年一回又は二回と規定せるもの 六

年二回以上と規定せるもの 二

回數規定なきもの 二二

の状況にして要するに事務の繁閑、被檢診者の事情等に依り出來得る限り検診の徹底を期しつゝあるの狀明なり。

第二 「トラホーム」豫防法の徹底状況

何れの法令と雖も其種類、目的及民狀の如何に依りては之れが徹底の上に自ら甲乙を生ずるは免れざる處にして、就中我が「トラホーム」豫防法殊に其第一條及第二條の如きは執行上最も努力を要するものに屬すべし。

只然し本病は比較的古くより識者の注目惹き法令公布前十有幾年既に多くの府縣に於て此れが對策を講じ爾來間断なく豫防上の訓練を積み來りたる歴史あり、従つて行政機關の積極的活動並に關係當業者の遵守事項は近時著しく徹底味を表し來りたるも尙一、二の條項に於ては陽軽様の感なき能はず。

之れを我縣の事例に微するに、昭和二年警察巡閱の際醫師に就て法第一條の執行状況を調査せしめたるに、満足なる指示を爲したるは少數に止まり何れも指示せるか又は不完全指示を爲したる者なり。従つて同條第二項の完璧を見る能はざるは言を俟たず。即前段手拭、並洗面器、清潔、其他の條項に於て述べたる通りにして特殊業者、學童、壯丁若くは特設治療所開設地に於ては割合遵守の風あるも、到底永續性を有せず。更に同法第二條の状況を見るに特殊業者及特設治療所開設地に在りては殆んど全部、壯丁に在りては七八%治療せるも、學童は五〇%一般住民は四一・五四%の治療率を示せるに過ぎずして、元より不徹底たるに相違なきも觀察の如何に由つては決して悲觀の資料たらず。何となれば元來本病は苦痛を醸すこと少なく、極めて慢性に經過するのみならず、視力障害を惹起するも殆んど自覺せざる程度に潛然進行する等多くの患者に輕視され易き疾病なるにも係らず、右の如く四〇%——五〇%の一般民衆治療率を示すは寧ろ教化の效力の發現とも見るべく、従つて法第一條第一項の嚴重勵行と共に今一段の指導督勵を加へんか、必ずや更に一層の効果を擧げ得べき狀態にあるを以てなり。

第三 治療上の施設

一、公 設 治 療 所

治療は豫防の一大要件たること今更贅言を俟たず。各府縣に於ける施設の状況を見るに、本法公布前既に治療所を開設し、若くは町村をして開設せしめ、以て之れが徹底を圖りたるものあり(公布前の施設參照)しも、之より特殊の事情ある府縣に過ぎず。然るに本法公布後は逐年公設治療所開設の氣運盛となり。

年 次	公設治療所開設府縣數		同治療班開設府縣數		年 次	公設治療所開設府縣數		同治療班開設府縣數	
	大正十一年	二八	大正十二年	二三		昭和二年	四九	大正十四年	三一
大正十三年	二四	七	大正十四年	三一	大正十五年	三二	大正十六年	三四	大正十七年
年 次	二四	七	大正十四年	三一	大正十五年	三二	大正十六年	三四	大正十七年

(以上内務省調査に依る詳細別表参照)

の勢を示し、之れに依つて治療を受けたる患者大正十一年度より昭和二年度に至る六ヶ年間(取扱患者)二、七、一六、四六八人の多數に上り平

均年々四十五萬一千餘人延二百四十萬餘人を治療しつゝある状況なり。

二、道府縣立治療所

大正十五年以來は道府縣立治療所を設くるものあり(大阪、岡山)、其取扱患者は少數なりと雖も年々千五六百を算し、治療上貢献しつゝあること例令ば別紙岡山縣縣設「トラホーム」治療所設置並に其成績概要の如きものあるのみならず。

三、私設治療所

延々萬上千餘人の患者を

公設治療所と共に治療班を設置し、所謂巡回治療の道を講ぜるあり。僻遠の地、殊に醫師に不自由なる地方に對しては缺く可からざる施設と云ふべし。

トロボーム
治癒所

種別	治癒率												備考
	自			施			療			合計			
年度別	實數	延數	數	實數	延數	數	實數	延數	數	實數	延數	數	從事醫員數
大正十一年度	同	同	同	十二年度	十二年度	十二年度	五、三八	五、三八	五、三八	二十九道廳府縣	二十九道廳府縣	二十九道廳府縣	二十六人
昭和二年	同	同	同	十三年度	十三年度	十三年度	五、一七	五、一七	五、一七	二十三道廳八縣	二十三道廳八縣	二十三道廳八縣	二十六人
十五年度	十四年度	十四年度	十四年度	四六、六六	四六、六六	四六、六六	五、一七	五、一七	五、一七	二十四道廳府縣	二十四道廳府縣	二十四道廳府縣	二十八人
元、丙	一、五三	一、五三	一、五三	五、九三	五、九三	五、九三	五、九九	五、九九	五、九九	七道廳府縣	七道廳府縣	七道廳府縣	二十一人
元、丙	一、五三	一、五三	一、五三	五、九三	五、九三	五、九三	五、九九	五、九九	五、九九	三十一道廳府縣	三十一道廳府縣	三十一道廳府縣	二十一人
元、丙	一、五三	一、五三	一、五三	五、九三	五、九三	五、九三	五、九九	五、九九	五、九九	五縣	五縣	五縣	二十一人
元、丙	一、五三	一、五三	一、五三	五、九三	五、九三	五、九三	五、九九	五、九九	五、九九	三十六道廳府縣	三十六道廳府縣	三十六道廳府縣	二十一人

道府県立トロホーム治療所

私立「トラボーム」治療所

年 度		別		自 費		旅 游		合 計	
		實 數		延 數		實 數		延 數	
大 正 十 五 年 度	昭 和 二 年 度								
平 均	計	一、九 五	三、九	一、三 〇	一、三 〇	一、三 〇	一、三 〇	一、九 五	三、九
		一、九 五							
		九、六 六	八、七 三	一、九 五	一、九 五	一、九 五	一、九 五	一、九 五	一、九 五
四	八					四	四	大阪、岡山	備 考

年 度	別	自		施		療		計		從事醫員數	備 考
		實 數	延 數	實 數	延 數	實 數	延 數	實 數	延 數		
各 治 療 所 總 計		二六、〇〇六	二〇、六四〇	二、四三、三三一	一四、〇二、七三一	二、七六、三三一	一四、〇二、七三一	二、七五、七五七	一六〇、七三八	三一三、〇七九	七三三
平 均		三、〇〇一	三、〇〇一	三、〇〇一	三、〇〇一	四、六四、五六	四、六四、五六	四、六四、五六	四、六四、五六	二、四三、三三一	
年 別											
大 正 十 年 度											
同 同 同 同 同 同											
十二 年 度											
十三 年 度											
十四 年 度											
昭和 元 年 度											
年 度											

五、公設治療所治療成績

以上公設治療所に於ける治療成績に關し調査し得たる處を綜合するに(治療と治癒との部公設治療所治療成績参照)、取扱總患者三十四萬七千餘人中、治癒せるもの十八萬七千餘人にして患者對割合五四・〇八%となれり。

尙府縣立治療所に關しては添付岡山縣治療所記錄の如し。

六、公私設治療所に於ける治療經費

今最近の狀況に就き内務省に於て調査せる資料を基礎として觀察するに、次表に於て其概要を覗ひ得るが如く、大正十一年より昭和二年に至る六ヶ年間に支出せる市町村治療所費は實に一、五七一、三五四圓の多額に上り、平均年額二十六萬圓を突破せり。之れに公立治療班、道府縣及私設治療所に要せし費用を合算すれば、六年間總額百六十三萬八千餘圓、平均年額二十七萬三千餘圓を費せり。而して之れを患者一人當りとして見るとときは、私設治療所最も高く道府縣立之れに次ぎ市町村立最も低廉なり。

累年「トラボーム」治療所經費調 (内務省調査を基礎とする)

(經常費決算額以下四捨五入)

年 度	別	道府縣立治療所		市町村立治療所		同 上 治 療 班		私 募 治 療 所		計	
		實 數	延 數	實 數	延 數	實 數	延 數	實 數	延 數	實 數	延 數
大 正 十 年 度											
同 同 同 同 同 同											
十二 年 度											
十三 年 度											
十四 年 度											
昭和 元 年 度											
年 度											

年 度	別	道府縣立治療所		市町村立治療所		同 上 治 療 班		私 募 治 療 所		計	
		實 數	延 數	實 數	延 數	實 數	延 數	實 數	延 數	實 數	延 數
大 正 十 年 度											
同 同 同 同 同 同											
十二 年 度											
十三 年 度											
十四 年 度											
昭和 元 年 度											
年 度											

七、爾他の方面に於ける治療狀況

以上公私設治療施設の外尙各種學校に於て公費治療を行ひつゝあるは學校豫防施設の部に於て述べたる通りなり。

若し夫れ任意治療を爲す者に至りては其實數を知ること仲々困難なるも、之れを本縣の事例より考ふれば接客業者、壯丁等は殆んど受療せざるものなく(完否は別とし)接客業者は全部、壯丁七八%)、一般民衆は四一%内外の受療割合を示す。此の割合を以て直ちに全國を律する能さるも、大體似寄りの狀況に在るものと見るを得べく、而も此の四〇%の受療率を出すさて、當路の努力察すべきものある現状なり。乍然更に一層不撓的努力と一段の苦心とを費さば更に一層受療率を昇騰せしむること必ずしも難事にあらざるべし。

第三節 爾他の豫防施設

各府縣に於ける検診治療、検診治療機關、宣傳、私設團體其他の狀況は添付各府縣豫防施設一覽表に詳かなる處なるが内二、三の事項に就き更めて觀察するに。

第一 「トラボーム」診療醫に對する講習

を開催せるもの兵庫、京都、大阪、長崎、新潟、埼玉、茨城、栃木、奈良、愛知、静岡、岐阜、宮城、青森、山形、福井、岡山、廣島、山口、香川、福岡、熊本、宮崎、鹿兒島にして、内受講人員明瞭なるもの(京都、大阪、長崎、新潟、茨城、栃木、奈良、愛知、静岡、岐阜、宮城、青森、福井、山口、福岡、熊本、宮崎)のみを以てしても二、二五二人に達せり。

を行へるもの兵庫、栃木、奈良、三重、愛知、宮城、山形、香川等あり。受講人員例へば

宮 城

栃 木

九五〇

の如く、受講者は何れも産婆、看護婦、小學校教員、町村役場員、處女會員等なり。又特に豫防關係吏員に對し講習を行ひたるもの兵庫奈良等あり。

第三 智識の普及徹底 (別表智識普及実施概況参照)

に就て各府縣の努力しつゝある方法は大要左の如く、各府縣共所有機會所有手段に訴へ、或は當局自體の手に依り、又は各種團體と協調を保ちつゝ民衆智能の開發に苦心しつゝあるの狀明なり。(下段は智識普及執行機關)

事項	施行者
展覽會	衛生組合
講習會	婦人會
講話會	接客業者
檢診時講話	警察
掛圖の掲出	青年團
ポスター配布	處女團
活動寫眞(現に「フキルム」日のない小島演のお梅、神奈川縣作製以外適當のものを見ず)	
印刷物配布	其他の團體
衛生劇	
心得書論告	
風俗習慣の改良	
迷信の打破	
神社手拭類の廢止	
流出裝置手洗の勧行	

其 他

一般警察命令の執行と相俟つて手洗流出裝置の勧行、貸手拭の撤廃又は制限、神社佛閣の危險なる偶像、手拭、紐の撤去、洗面器、洗面用水の改善等各府縣下の實狀に應じて夫々施設せられつゝあり。

第四 經費より見たる「トラホーム」豫防

道府縣及市町村の大正元年以來本病豫防の爲支出せる費用に就き調査したる處を見るに左表の如く、大正元年より五年に至る五ヶ年間平均道府縣費(補助費を含む處もあるべき?)六萬五千七百餘圓なりしもの、豫防法公布後は急に増加し、大正十一年には十二萬八千餘圓(補助費を含まず)に上り、爾後稍減少せるも、大正十四年迄の決算平均十萬七千餘圓となり、市町村の支出も亦大體右同様の現象を呈し、豫防法公布前は二十萬臺にありしも、公布後は三十萬臺に昇騰し、大正十一年より十四年に至る四ヶ年間決算平均二十四萬六千餘圓に上れり。市町村に對する補助費の支出状況を見るに、大正十一年以來年々多少の高低あれども平均十三萬六千餘圓を支出し、道府縣「トラホーム」豫防費支出決算額の五六・四%即約六割弱は實に補助費なり。

而して市町村「トラホーム」治療費に對する道府縣補助歩合を見るに三分ノ一以上を補助せるもの一九府縣、其他は三分の一——四分ノ一又は其れ以下に屬し、規定なきもの一道四縣なること次の如く、外に國庫よりも年々四萬五千圓内外の補助費を支出し居れり。

「トラホーム」豫防法施行細則に規定せる市町村「トラホーム」

治療費に對する道府縣補助歩合 (昭和二年四谷氏に依る)

二分の一と規定せるもの	兵庫、千葉の二縣
二分の一以内と規定せるもの	三重、岩手、山形、石川の四縣
百分の五十又は四十と規定せるもの	奈良縣
二分の一又は三分の一と規定せるもの	東京府
二分の一又は四分の一と規定せるもの	青森縣
二分の一以内又は三分の一以内と規定せるもの	徳島縣
三分の一又は四分の一と規定せるもの	茨城縣
五分の二以内と規定せるもの	栃木縣
五分の二又は三分の一と規定せるもの	神奈川縣
三分の一と規定せるもの	新潟、山梨、宮城、鳥取、島根、香川、福岡、佐賀、熊本の九縣
三分の一以内と規定せるもの	埼玉、静岡、滋賀、岐阜、福島、山口の六縣
三分の一又は四分の一と規定せるもの	長野縣
三分の一以内又は四分の一と規定せるもの	高知縣
四分の一と規定せるもの	京都、大阪、群馬、福井、富山、廣島、岡山、愛媛、大分、宮崎、鹿兒島、沖繩の十二府縣
規定なきもの	北海道、長崎、愛知、秋田、和歌山の一道四縣

以上各府縣並に市町村の支出總額を見れば國家並に公共團體が本病豫防に對し年々相當の出費をなしつゝあるの狀を窺知せしむ。即

道府縣直接費道府縣平均
市町村に對する補助費各府縣平均

道府縣直接費と市町村支出を合しての一市町村當り

二、三〇〇・〇〇
二、九七〇・〇〇
一九・六三
二〇・五〇

にして外に私設治療所、官公私立各施療所及個人の支出したる治療費あるべきも、然も全國總ての検診成績を合したる患者率九・一二%を一層低下せしめ、歐米文明國のそれと肩を摩せんとするには、更に大なる犠牲を忍ばざるべからざるや論なし（現在の本病關係支出は大なりと雖も學校看護婦設置費用の半額に過ぎざる状況なり）。

今若し前記九・一二%を基礎として本邦「トラホーム」患者を推算すれば、日本の「トラホーム」患者五、四四七、九九八人を算すべく、此の患者なる患者を治療するに要する経費一人當り平均六〇錢（公私設治療所平均一人當り治療費）とすれば、現在患者を一通り治療するに三百二十六萬八千餘圓を要すべきに前述の如く僅かに二十萬一三十萬の經費を以て之れに當りつゝあるは聊か微溫的なるの感なき能はず。

國庫及道府縣「トラホーム」豫防費 決算（内務省調査以下四捨五入）

年	別	國庫補助	道府縣費直接使用	同上市町村費 對する補助費	道府縣費計	市區町村費 備考	備考	
							大正元	大正二
大正五	同	同	同	六二、六九四	二二一、七〇三	二二一、九〇七	二三一、九〇七	二三一、九〇七
大正六	同	同	同	六七、八三一	二〇九、四一〇	二〇九、四一〇	二四五、二五八	二四五、二五八
大正七	同	同	同	六四、四一四	一九〇、〇六四	一九〇、〇六四	二五〇、〇一三	二五〇、〇一三
大正八	同	同	同	六六、三三三	一八九、〇七一	一八九、〇七一	二六二、八七一	二六二、八七一
大正九	同	同	同	六七、五四五	一七九、〇七一	一七九、〇七一	二七四、九八九	二七四、九八九
大正十	同	同	同	五四、二六六	一六八、〇四五	一六八、〇四五	二〇九、四一〇	二〇九、四一〇
大正十一	同	同	同	四一、九二四	一〇六、七八七	一〇六、七八七	二二一、〇六四	二二一、〇六四
大正十二	同	同	同	四九、八九四	一〇九、九五〇	一〇九、九五〇	二五二、六四二	二五二、六四二
大正十三	同	同	同	三五、四〇四	八七〇〇九	八七〇〇九	三〇一、一九三	三〇一、一九三
大正十四	同	同	同	四五、三七二	一〇七、九四八	一〇九、四七六	二四六、二八四	二四六、二八四
大正十五	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四七、四二四	二四七、四二四
大正十六	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正十七	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正十八	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正十九	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正二十	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿一	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿二	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿三	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿四	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿五	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿六	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿七	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿八	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿九	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正三十	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅一	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅二	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅三	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅四	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅五	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅六	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅七	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅八	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅九	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正四十	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿九	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正三十	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅一	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅二	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅三	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅四	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅五	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅六	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅七	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅八	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅九	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正四十	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿九	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正三十	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅一	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅二	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅三	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅四	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅五	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅六	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅七	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅八	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅九	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正四十	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿九	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正三十	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅一	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅二	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅三	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅四	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅五	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅六	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅七	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅八	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正卅九	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正四十	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正廿九	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六	二四六、三二七	二四六、三二七
大正三十	同	同	同	一一九、四七二	一一九、四七六	一一九、四七六		

にして、此種民間施設の勃興は本病豫防上貢献する處大なるものあるべし。

第七 「トラホーム」豫防協會

茲に特筆に値するは「トラホーム」豫防協會の設立なり。之れより先本邦「トラホーム」多く、只に國民の能率を減殺するのみならず、國際關係に於ても屢々問題の焦點となるを憂ひ、大正三年秋我國眼科の泰斗河本博士を初め、眼科界の先覺者其他官民有識者間に有力なる活動團體設立の必要を論するもの輩出し、切りに氣運の醸成に努めつゝありし效果空しからず、大正五年四月一日愈々「日本トラホーム豫防協會」の發會式を東京醫科大學法醫學教室に舉げ爾來豫防に関する意見の提出、機關雜誌「トラホーム」の發刊、豫防協會主催行、無料治療券交付、無料診療所、講演會の開催、「トラホーム」豫防デーの設定、等常に一面に於ては政府の本病豫防に關する有力なる刺戟機關となり、他面に於ては全國「トラホーム」豫防的活動の原動力となる等、本病豫防上寄與する處偉大なるものあり。我が「トラホーム」豫防法上の制定促進上に與かつて力ありたりしこと亦申す迄もなく超へて大正九年には財團法人となり、今日迄其活動を繼續し來りしものなり。

殊に醫師に對する講習會は、地方に於ける本病豫防上の中心機關養成所とも云ふべく從つて極めて有意義のものなるが、其開催狀況次の如し。

「トラホーム」豫防協會主催 講習會	第一回 大正九年十一月四日より八日間 於神田一ツ橋學士會館第五號室	三十一人
講習生	第二回 大正十年四月五日より八日間 於東京大學醫學部眼科教室	十一人
講習生	第三回 大正十年十一月三日より八日間 於東京大學醫學部眼科教室	十一人

第八 眼科醫の普及狀況

眼科醫の多寡必ずしも直接本病の消長と併行すべしとは考へ得ざるも、前段來縷述の歐米の實情に鑑み又以て一因子たらすとせず。別紙概數表は此の間の消息を概示するものなり。即ち昭和二年現在に於て

A 眼科專門醫數	六九〇	醫師一人當り人口
B 眼科治療をなす醫師計	七、四六六	
備考	五、九四二	

A 中大阪は市のみ其他二十五縣

B は三十九縣府縣の事實(概數表參照)

にして眼科專門醫のみより見れば普通醫一人當り人口一、三一九内外に比し略二十八分の一に相當し眼科治療を爲す醫師全部に就て見るに一人當り人口五九四二人となる之を外國の事例と比較するに

一九二五年獨逸の

A 人口	六二、四七四、八七二	醫師一人當り人口
B 醫師數	四二、六四八	
醫師一人當り人口	一、五〇〇	

にして日本(昭和元年末)

醫師一人當り人口

一、三一九

に比すれば醫師全體の數に於て獨逸を凌駕し居れるが、翻つて眼科醫に就き見るに、國內全般の數を知る資料を得ざりしも、左表の通り(獨逸醫事週報一九二六年四九八、一三九四)大都市の眼科醫數は全醫師に對し七一〇%に相當せり。今本邦都市中大阪の分を入手し得たるを以て此れと比較するに

眼科醫一人當り人口

(人口醫師共一九二五年)

ド レ ス デ ン	二四、三〇〇
ミ エ ン ヘ ン	一五、三〇〇
ベ ル リ ン	二七、一二〇
ア レ ス ラ ウ	二二、〇〇〇
ケ ル ブ	三三、〇〇〇
大 阪 市	二九、三八〇

にしてケヨルンに比すれば稍限醫多きも、他の諸都市に比すれば少數なり。即ち一方に於て醫師數多く他方眼專門醫少なしとせば其隔りも亦一層大なるべく、右數字より抑せば日本の眼科専門醫は獨逸より遙かに少なきものと見て支障なかるべし。

獨逸都市に於ける専門醫

(一九二五年)〔獨逸擣事週報〕一九二六年S四九八、一三九四)

計	婦外眼皮、胃肺神小其										ベルリン%
	經、新耳、精	陳	人	鼻	代性	神代	他兒	人	鼻	眼皮	
一、四二	三八	三六	三五	三四	三三	三二	三一	二九	二八	二七	100.0
二、三三	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	二九	100.0
三、二二	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	100.0
四、一一	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	一九	100.0
五、一〇	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	一九	一八	100.0
六、九	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	一九	一八	一七	100.0
七、八	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	一九	一八	一七	一六	100.0
八、七	一四	一三	一二	一一	一〇	一九	一八	一七	一六	一五	100.0
九、六	一三	一二	一一	一〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	100.0
十、五	一二	一一	一〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	100.0
十一、四	一一	一〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	100.0
十二、三	一〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	100.0
十三、二	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	100.0
十四、一	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	一九	100.0
十五、零	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	一九	一八	100.0

勿論本調査は概數調査にして、之れを以て我國眼科醫並眼科療醫の分布の真想とは考へ得ざれども冒頭にも掲げたるが如く以て概況を窺ふに足らんか。

本、岩手、福岡、長崎、岐阜、廣島、佐賀、沖縄等多數なるが如し。

三の事實を以て推察すれば海陸の形勢の如く東門禁ノハ當りノ口最も少なきは大阪ちれども同様の調査は市のみなれば比較とならず。他の府縣にては熊本、宮崎、福岡、福井、長崎、栃木、島根等多數を示し、眼科治療を爲す醫師に在りては徳島、島根、山口、栃

附 一、法令による處分状況

「トラホーム」豫防法施行の結果、従業停止の止むを得ざる處分を受けたるもの如次。元來本法の執行に當りては國家の方針に則り可及的

助長不罰主義を取りつゝあるにも係らず、斯く從業上の犠牲者を出しつゝあるは蓋し止むを得ざる幾多の事情に依るなるべし。

〔年次別徴業停止罰金科料被處分者數表參照〕

尙各麻酼に於ける「テラボーム」専門醫藥として調査したる房総沿岸の如く、テラボーム専門の鍛冶打の所が、「鍋屋」に有効なりと稱する實藥、

京都府重根三
六三三四一五
長崎岡口山
湯湧卓山歌岐新
城井媛英福愛

他にも尙多數のもの有るべく、各地より回答を

(昭和三年岡山縣)

附二 岡山縣「トラホーム」機範治療所

るものと認む

「トランクホーミー」模範治療所治療成績表

同
的

此施設の實行に當りては單に患者を治療することのみを以て目的とせず簡易に計畫し得る方法、經費の關係、患者の治療と共に日數等の關係を具體的に研究せむとするものなり。

治療所に左の人員を置く

治療主任醫
治療助手

管理者としては町村長及所轄警察官署長を以て之に充て受持駐在巡査、該當町村衛生主任者の如きは毎日治療所に赴き督導に努めたるものなり。

経費（治療所一ヶ所に要せしもの）

金參拾六間也

借家料中には治療に要する器具備品消耗品一切を含む（小學校の一室）

金六拾參間也

金壹百貳拾圓也

合計金貳百拾九圓也

以上の経費に依るときは醫師に對する報酬低廉なるは勿論なるも此の報酬を以て手術を施すべきものに對しては相當手術を施したものにして之れ全く醫師會の意義ある社會奉仕的行動と認むることを得。

各府縣豫防施設一覽表

大阪	京都	東京	北海道	道府縣	細則		檢診施行	檢診醫	檢診醫官
					有無	接客業者、壯丁	接客業者其他	接客業者、壯丁	接客業者其他
丁接客業者、壯	丁接客業者、壯	丁接客業者、壯	丁接客業者、壯	丁接客業者、壯	有	接客業者、壯	接客業者其他	接客業者、壯	接客業者其他
技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	有	技術官	技術官	技術官	技術官
四	一〇	一	二三	二	二	四五	一	八	五九七
一	一	一	四	一	二	三	一	一	八
一	一	一	五	一二	一	二	一	二九	三四
公設治療所	治療票交付	公設治療所、治療私	他公設治療所、其	公設治療所	公設治療所	治療票交付、治療所、(公設)私設治	治療票交付、治療所、(公設)私設治	治療票交付、治療所、(公設)私設治	治療票交付、治療所、(公設)私設治
嘱託醫	話活動寫真講話	印刷物配布	印刷物配布	印刷物配布	印刷物配布	印刷物配布	印刷物配布	印刷物配布	印刷物配布
活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話
活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話
四	一	三	一	一	一	外一七	一	二	三

滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	橿原	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎	兵庫	神奈川
有	有	有	有	有	有	右	接客業者、學	接客業者、學	接客業者、學	接客業者、壯	接客業者、壯	接客業者、壯	接客業者、壯	接客業者、壯
接客業者、學	接客業者、壯	接客業者、壯	接客業者、壯	接客業者、壯	接客業者、壯	同	接客業者、學	接客業者、學	接客業者、學	接客業者、壯	接客業者、壯	接客業者、壯	接客業者、壯	接客業者、壯
技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官
四	一〇	一	二三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	四	一	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	五	一二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
公設治療所	治療票交付	公設治療所、治療私	他公設治療所、其	公設治療所	公設治療所	公設治療所	治療票交付、治療所、(公設)私設治							
嘱託醫	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話
活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話	活動物寫真講話
四	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

道府縣	岐阜	長野	島根	鳥取	鳥根	島根	鳥取	鳥根
細則 有無	檢診施行	檢診施行	檢診施行	檢診施行	檢診施行	檢診施行	檢診施行	檢診施行
場丁接客業者、一般適用用者、壯丁、其他一 般	法定檢診	法定檢診	法定檢診	法定檢診	法定檢診	法定檢診	法定檢診	法定檢診
嘱託術官	市町村醫官	其技術不明官	市町村醫官	市町村醫官	市町村醫官	市町村醫官	市町村醫官	市町村醫官
七二	一	二	九	八	一	七五	一六三	二五
一	八	三	一	四	一	七	一	四
七三	二一	二〇	六一	四	九	一	一	六三
治療所、公設	公設治療所	公設治療所、私	公設治療所、交付	公設治療所、治	公設治療所、巡	公設治療所、私	公設治療所、治	公設治療所、治
開業醫	不明		醫師會員	不明	不明	嘱託醫?	其他不明員	嘱託醫
	覽會、講話	活動寫真、講	演活動寫真、講	印刷物配布、講演	印刷物配布、寫真	活動講習、印刷物配布、講演	對醫講習、○	對醫講習、補
						助員講習、補	アリ	
					對醫講習△			
						六二?	三	一
							九	一九
								八
								トラホ ノム關體 係關體

兒 歌																	
繩島崎本賀分國知媛川島山口島根取山川井田形森手島城野草賀梨	不知不不不明治三十六年	大正明治四十年	不正明治四十四年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十年	明治四十二年	明治四十年								
不明不不不明治四十二年	明治三十六年	明治四十年	明治四十年	明治四十一年													
不明不明不大正九年用四十一年	明治四十年	大正明治四十五年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年
不明不不不明治四十五年	明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年
不明不明不大正八年明	明治三十六年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年	大正明治四十年
不明不明不不明治四十二年	明治三十六年	明治三十九年	明治三十九年	明治三十九年	明治四十一年												
不不不不不明治三十九年	明治三十六年	明治三十九年	明治三十九年	明治三十九年	明治四十一年												
不不不不不明治三十九年	明治三十六年	明治三十九年	明治三十九年	明治三十九年	明治四十一年												

各府縣別「トラボーム」検診開始年度調																	
道府縣別	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣	道府縣
沖繩	有	細則															
接客業者、般壯丁	接客業者	施行															
技術官	技術官	檢診															
工場從業者	工場從業者	治療															
學校兒童	學校兒童	講話															
學校生徒	學校生徒	其他															

備考
各方面の調査を集めて作成せるものにして豫防法公布後大正十五年迄に於ける施設なり

一、表中◎は豫防法公布前△は年次不明の施設を現はす

二、本表は内務省衛生局發表「トラボーム豫防施設の概況」、「トラボーム治療所調」及「トラボーム豫防協會雑誌」各號並本縣の照會に対する各道府縣

府縣別	施設概要				
	檢	診	治	療	防
北海道廳	明治三十九年八月より支廳管轄官署區町村役場及廳立學校區町村立學校に對し検診施行徵兵適齡者の豫備検診をなす				
東京府	調査したるものなし				
京都府	該當施設なし				
大阪府	接客業者の自衛的検診(所轄警察官署をして各組合等を懲戒し、組合なきものに對しては皆絶喝託醫をして毎年一回)翌年度徵兵適齡者の豫備検診(各町村長は町村醫、又は其他の醫師をして毎年一回以上便宜の方法を以て検診施行)				
	發見患者に對しては治療證票交付し受療せしめ、一面醫師會をして治療費及藥價の減額、貧困者の施療等				
	豫防施設の主なるは、湯屋、宿屋、料理屋、貸座敷等に對しては貸手拭は一客毎に清潔なるものと交換、手洗鉢は理髮營業者に對しては府令理髮營業取締規則中理髮業者に從事するを禁じたる病類中にトロホトムー				
	治療を加へ、工場等に對しては醫師の履備檢	明治三十八年二月及三十九年八月告諭を發し豫防方法、患家の注意、患者の治療注意事項等を詳細に記述して警告を與へ尙ほ訓令を以て豫防施設事項を指示し支廳及區役所は毎年	發見患者は治療を督勵し赤貧者は救	明治三十八年二月及三十九年八月告諭を發し豫防方法、患家の注意、患者の治療注意事項等を詳細に記述して警告を與へ尙ほ訓令を以て豫防施設事項を指示し支廳及區役所は毎年	明治三十八年二月及三十九年八月告諭を發し豫防方法、患家の注意、患者の治療注意事項等を詳細に記述して警告を與へ尙ほ訓令を以て豫防施設事項を指示し支廳及區役所は毎年

臺	臺	臺	臺	臺	臺	臺	道
關	高	彭	新	花	蓮	府	府
權							縣
							別
東	雄	湖	蓮				
太	廳	中	州	廳	港	竹	東
不	不	不	不	不	明	治	壯
明	明	明	明	明	四	十	
明	年				年		丁
不	明	不	不	大	不	不	接
明	治	明	明	正	十	明	客
明	四	明	明	明	明	明	業
年	十			年			者
不	不	不	不	大	不	不	工
明	明	明	明	正	七	明	場
明	年			七	明	年	從
明							業
不	不	不	明	不	明	不	學
明	明	明	治	四	治	明	校
明	四	明	三	十	四	明	兒
年	三		年	年	年	年	童
不	不	不	不	不	不	不	學
明	明	明	明	明	明	明	校
明							生
明							徒
不	不	不	不	不	不	不	其
明	明	明	明	明	明	明	他
明							

府縣別	施設概要	檢	診	治	療	防
岐阜縣						

患者の心得

- 一、患者は健康者に接觸せざる様注意すること
- 二、眼帯を拭へる紙片布片等は亂に投棄せざること
- 三、眼帯に觸れたる手指衣服等は直に洗滌すること
- 四、眼帯は一定の布片（脱脂綿紗若くは清潔なる晒木綿）を以て拭ふこと
- 五、「トラホーム」に罹りたるときは勿論其類ある時と雖も直に醫師の治療を受くること

明治三十九年九月縣告諭を以て一般民並に學校方面に對し發告を與へたり

健康者の心得

- 一、手指は常に清潔に保ち爪は短く切取ること
- 二、「トラホーム」患者の使用せる物品に觸れ又同患者に觸接せざること
- 三、眼に塵埃の入らぬ様注意すること
- 四、眼に異常あるときは醫師の治療を受けしむること

石川縣	福井縣	秋田縣	山形縣	青森縣	長野縣	
明治四十三年四月九日縣訓令第七號を發布し 明下ラム豫防を規定せり 「明下ラム豫防令第七號に依り市町村長は 對し毎年一回以上検診を行ひ罹患者は醫療を受 けしむる者 三、其年の度微兵適齡者 四、及料理屋場の同住者 合、茶屋の居住者 會、飲食店、宿屋、鐵泉宿、芝居茶屋、理髮 待弟	明治四十一年七月訓令第三十五號に依り檢 査を行ひ其施行後二十回左に掲ぐる者に對し検 査を實行し、治療の獎勵並して監督には ロイ、微兵適齡官署長、町村長をして當らしむ 者、微兵適齡者及徵兵合格者 ハ、前二號の他徵兵上必要と認める者 ニ、公私立學校生徒 ホ、多人數集会せる工場の職工 ヘ、貧民部落の居住者にして必要と認める ト、其他必要と認める者	明治四十年七月訓令第三十五號に依り檢 査を行ひ其施行後二十回左に掲ぐる者に對し検 査を實行し、治療の獎勵並して監督には ロイ、微兵適齡官署長、町村長をして當らしむ 者、微兵適齡者及徵兵合格者 ハ、前二號の他徵兵上必要と認める者 ニ、公私立學校生徒 ホ、多人數集会せる工場の職工 ヘ、貧民部落の居住者にして必要と認める ト、其他必要と認める者	明治四十年七月訓令第三十五號に依り檢 査を行ひ其施行後二十回左に掲ぐる者に對し検 査を實行し、治療の獎勵並して監督には ロイ、微兵適齡官署長、町村長をして當らしむ 者、微兵適齡者及徵兵合格者 ハ、前二號の他徵兵上必要と認める者 ニ、公私立學校生徒 ホ、多人數集会せる工場の職工 ヘ、貧民部落の居住者にして必要と認める ト、其他必要と認める者	明治四十年七月訓令第三十五號に依り檢 査を行ひ其施行後二十回左に掲ぐる者に對し検 査を實行し、治療の獎勵並して監督には ロイ、微兵適齡官署長、町村長をして當らしむ 者、微兵適齡者及徵兵合格者 ハ、前二號の他徵兵上必要と認める者 ニ、公私立學校生徒 ホ、多人數集会せる工場の職工 ヘ、貧民部落の居住者にして必要と認める ト、其他必要と認める者	明治四十年七月訓令第三十五號に依り檢 査を行ひ其施行後二十回左に掲ぐる者に對し検 査を實行し、治療の獎勵並して監督には ロイ、微兵適齡官署長、町村長をして當らしむ 者、微兵適齡者及徵兵合格者 ハ、前二號の他徵兵上必要と認める者 ニ、公私立學校生徒 ホ、多人數集会せる工場の職工 ヘ、貧民部落の居住者にして必要と認める ト、其他必要と認める者	

福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	徳島縣	和歌山縣
学校に於ては生徒兒童を毎年二回以上 検診を命じたるも成績不良のもの多し 明治三十六年縣訓令を發し壯丁及小學兒童の 縣規定に基き市町村長は其區域内一般(徵兵 適齡者に對して鄉長の定めたる時に於て) を毎年一回	明治四十二年七月縣令並に縣訓及縣訓諭を以 て本病豫防に關する件を規定	患者は名簿に登録し治療の義務を負 はしむ 大正六年七月治療徹底を期せしむる 為治療所、治療方法、治療法、醫師をして本病の有無を検せしむること 明治四十二年七月縣令並に縣訓及縣訓諭を以 て本病豫防に關する件を規定	左記の者に對しては毎年一回若くは二回検診 施行イ、學校兒童 ハ、壯丁 ニ、工場從業者(鐵山を含む)	左記の者に對しては毎年一回若くは二回検診 施行イ、學校兒童 ロ、學校生徒 ハ、壯丁 ニ、工場從業者(鐵山を含む)	左記の者に對しては毎年一回若くは二回検診 施行イ、學校兒童 ロ、學校生徒 ハ、壯丁 ニ、工場從業者(鐵山を含む)
行せしむ イ、學校兒童、主として校醫指導 の下に學校職員をして點眼治療 せしむ ハ、壯丁、生徒、任意の醫師に受療 ニ、工場鐵山從業者、各工場醫、 しむ	行せしむ イ、學校兒童、主として校醫指導 の下に學校職員をして點眼治療 せしむ ハ、壯丁、生徒、任意の醫師に受療 ニ、工場鐵山從業者、各工場醫、 しむ	行せしむ イ、學校兒童、主として校醫指導 の下に學校職員をして點眼治療 せしむ ハ、壯丁、生徒、任意の醫師に受療 ニ、工場鐵山從業者、各工場醫、 しむ	行せしむ イ、學校兒童、主として校醫指導 の下に學校職員をして點眼治療 せしむ ハ、壯丁、生徒、任意の醫師に受療 ニ、工場鐵山從業者、各工場醫、 しむ	行せしむ イ、學校兒童、主として校醫指導 の下に學校職員をして點眼治療 せしむ ハ、壯丁、生徒、任意の醫師に受療 ニ、工場鐵山從業者、各工場醫、 しむ	行せしむ イ、學校兒童、主として校醫指導 の下に學校職員をして點眼治療 せしむ ハ、壯丁、生徒、任意の醫師に受療 ニ、工場鐵山從業者、各工場醫、 しむ
五、何人も各自專用手拭を備ふ可らず 用ひ共用手拭を可からず神社佛閣其他 所持し自他混用す可からず 六、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 七、浴前洗槽外の湯屋には入浴するに當りても 入浴前の處置は必ず本項の如しに限る 八、豫め家庭の患者浴は必ず最後に於てし入 浴前洗槽外の湯屋には入浴するに當りても 入浴前の處置は必ず本項の如しに限る 九、何人も爪は短切し不潔物の留着せぬ様 二〇、僕、婢、子守、乳母等雇入には豫め 醫師をして本病の有無を検せしむること 明治四十二年以來專任技師を常置し豫防に從 事せしめつゝあり	五、何人も各自專用手拭「ハンカチーフ」を 用ひ共用手拭を可からず神社佛閣其他 所持し自他混用す可からず 六、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 七、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 八、豫め家庭の患者浴は必ず最後に於てし入 浴前洗槽外の湯屋には入浴するに當りても 入浴前の處置は必ず本項の如しに限る 九、何人も爪は短切し不潔物の留着せぬ様 二〇、僕、婢、子守、乳母等雇入には豫め 醫師をして本病の有無を検せしむること 明治四十二年以來專任技師を常置し豫防に從 事せしめつゝあり	五、何人も各自專用手拭「ハンカチーフ」を 用ひ共用手拭を可からず神社佛閣其他 所持し自他混用す可からず 六、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 七、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 八、豫め家庭の患者浴は必ず最後に於てし入 浴前洗槽外の湯屋には入浴するに當りても 入浴前の處置は必ず本項の如しに限る 九、何人も爪は短切し不潔物の留着せぬ様 二〇、僕、婢、子守、乳母等雇入には豫め 醫師をして本病の有無を検せしむること 明治四十二年以來專任技師を常置し豫防に從 事せしめつゝあり	五、何人も各自專用手拭「ハンカチーフ」を 用ひ共用手拭を可からず神社佛閣其他 所持し自他混用す可からず 六、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 七、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 八、豫め家庭の患者浴は必ず最後に於てし入 浴前洗槽外の湯屋には入浴するに當りても 入浴前の處置は必ず本項の如しに限る 九、何人も爪は短切し不潔物の留着せぬ様 二〇、僕、婢、子守、乳母等雇入には豫め 醫師をして本病の有無を検せしむること 明治四十二年以來專任技師を常置し豫防に從 事せしめつゝあり	五、何人も各自專用手拭「ハンカチーフ」を 用ひ共用手拭を可からず神社佛閣其他 所持し自他混用す可からず 六、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 七、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 八、豫め家庭の患者浴は必ず最後に於てし入 浴前洗槽外の湯屋には入浴するに當りても 入浴前の處置は必ず本項の如しに限る 九、何人も爪は短切し不潔物の留着せぬ様 二〇、僕、婢、子守、乳母等雇入には豫め 醫師をして本病の有無を検せしむること 明治四十二年以來專任技師を常置し豫防に從 事せしめつゝあり	五、何人も各自專用手拭「ハンカチーフ」を 用ひ共用手拭を可からず神社佛閣其他 所持し自他混用す可からず 六、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 七、宿屋、料理店、理髮店等にては客に手 拭を貸與せざるを可とす止むを得ざれば 八、豫め家庭の患者浴は必ず最後に於てし入 浴前洗槽外の湯屋には入浴するに當りても 入浴前の處置は必ず本項の如しに限る 九、何人も爪は短切し不潔物の留着せぬ様 二〇、僕、婢、子守、乳母等雇入には豫め 醫師をして本病の有無を検せしむること 明治四十二年以來專任技師を常置し豫防に從 事せしめつゝあり

府縣別	施設概要	檢			
		治療	療	防	
山口縣					
富山縣					
廣島縣	「トラホーム」豫防法發布以前には殆んど検診を行ひたることなし一部の人及接客業者、小学校児童等に衛生技術員を派遣し検診を行はれたり	明治四十四年十二月縣令に依り「トラホーム」豫防規定を發布し壯丁、工場、特種營業者、技術員又は嘱託醫等に検診を行ひたることあるも醫療	明治四十四年十二月縣令に依り市町村長督率署長治療を督勵せり	同上の方法により發見患者は醫療を受けしむると共に全治に至るまで治療を町村當局に指示せり	
岡山縣	「トラホーム」豫防法發布以前の検診治療及豫防施設の概況不明				
鳥取縣					
島根縣					
福山縣					
小學生に於ては罹病者と健康者とを席を區別し且つ手拭並に洗面器等を分ち居りたり	明治四十四年十二月縣令に依り「トラホーム」豫防規定を設けたり	明治四十一年七月告諭「トラホーム」豫防に関する件	特別施設なし「トラホーム」豫防に関する縣告諭令等を發し又は豫防費補助規則を設け市町村をして豫防方法を施行せしめたり	一、眼の疾患に罹れる者は速に醫師の診療を受く可し而して「トラホーム」と診定されし者は醫師に付き完全なる治療を受け全治に至るまで怠ることなきを要す 二、「トラホーム」又は其疑ある患者(以下單に患者とす)と健康者と同衾することなく又夜具、洗面盥、手拭其他總ての用具は必ず區別し患者の使用せしむる等千倍以上に消毒し水、蒸氣消毒若くは煮沸等の消毒を施し日光に曝けたるを乾燥せしむる等の消毒法を施行するを度外視せしむる者(省略)一度患者の使用せる物品は前項の消毒後にあらざれば健康者使用する可からず	
四、岡山、宿屋、料亭、飲食店、其他多入數店舗					